



沖縄県最低賃金が 平成30年10月3日 から改正されます！

沖縄県(地域別)最低賃金		
現行 737 円		改正後 762 円

☆ 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用され、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。)



☆ 特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。沖縄県(地域別)最低賃金の改正によってこれを下回る、

- ・ 糖類製造業 ・ 自動車(新車)小売業
- ・ 各種商品小売業
- ・ 畜産食料品製造業 ・ 清涼飲料、酒類製造業

は、改正されるまでの間、沖縄県(地域別)最低賃金が適用されることとなります。

《最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援》

- ・ さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」(電話 0120-420-780)を設置しています。
- ・ 職場の業務効率化(改善)に要する費用の補助事業「業務改善助成金」制度があります。(沖縄労働局雇用環境・均等室 電話 098-868-4403)

お問い合わせ：沖縄労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ